

別記 3 7 避難設備の設置基準

給油取扱所の次の用途に用いる建築物には、避難設備として誘導灯を設置することとされている。

(政令第21条の2、規則第38条の2)

	用 途	設 置 部 分
給 油 取 扱 所	給油取扱所の2階部分を店舗、飲食店又は 展示場に用いるもの	当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ず る出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口
	屋内給油取扱所で避難措置のため事務所等 を有するもの	当該事務所等の出入口、避難口並びに当該非難口に通 ずる通路、階段及び出入口



* 誘導灯には非常電源を附置すること